

①開 会

<教 育 長>

それでは、ただいまから、令和8年山形県教育委員会2月定例会を開会いたします。

②会議録署名委員の指名

<教 育 長>

会議録署名委員に、和田委員と手塚委員を指名いたします。

③会期の決定

<教 育 長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<教 育 長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

<教 育 長>

議事に先立ち、報告があります。

(1)「山形県立新庄志誠館高等学校校歌の制作について」、高校教育課高校未来創造室長より報告願います。

<高校未来創造室長>

報告1の資料を御覧ください。新庄志誠館高等学校の校歌が完成しましたので御報告いたします。

「1 制作者」については、両校の関係者で組織する開校準備委員会で検討の結果、作詞は直木賞作家でしんじょう観光大使である今村翔吾氏、作曲は山形大学地域教育文化学部教授である名倉明子氏と、いずれも本県ゆかりの専門家に依頼しました。両氏のプロフィール及び制作者の意図については資料を御覧ください。

完成した校歌は統合する両校の伝統と最上地域の風土を感じられるとともに、地域の明るい未来を切り開く人材を育成する新しい学びを目指した新庄志誠館高等学校にふさわしい品格と力強さを感じるものとなっております。

この歌詞については本日プレスリリースを行う予定としております。なお、歌唱によるお披露目については、4月7日の開校式を予定しております。報告は以上です。

<教 育 長>

ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<教 育 長>

なければ、これより議事に入ります。

⑤議 事

<教 育 長>

議第1号「山形県立夜間中学設置基本計画の策定について」、義務教

育課多様な学び推進室長より説明願います。

<多様な学び推進室長>

お手元の設置計画（案）の1ページを御覧ください。本設置基本計画（案）ですが、「山形県夜間中学在り方検討委員会」から提出された報告書を踏まえて、本県における夜間中学の設置に関する基本的な計画として作成したものです。

まず、「Ⅰ 夜間中学の概要と本県における夜間中学の必要性」を御覧ください。ここでは、夜間中学の定義、国の動向について記載しております。

2ページを御覧ください。教育機会確保法の趣旨、国勢調査や夜間中学ニーズ調査等から、本県にも夜間中学を設置する必要があると判断したところです。

3ページの「Ⅱ 県立夜間中学の設置に向けた基本方針」を御覧ください。

「1 県立夜間中学設置の基本的な考え方」として、まずは県立でパイロット的に1校設置し、定時制高校での夜間の学校運営も生かしながらノウハウを蓄積し、今後生徒数が増加するなどのニーズが高まった場合には、市町村に対してそのノウハウ等を提供し、各市町村での設置検討が進められるようにします。

「2 目指す学校像」としては、生徒が自己肯定感を高め、社会的・精神的に充実した生活を送ることができるよう、多様な仲間と共に学び合いながら、一步ずつ前進し、達成感が得られる学校としております。

「3 学校づくりの視点」としては、個性や多様性の尊重、「わかった」「できた」が実感できる授業を目指してまいります。

4ページの「Ⅲ 本県における夜間中学の概要」を御覧ください。

「1 設置場所」は霞城セントラルビル内の県立霞城学園高等学校の校舎内に、「2 開校時期」は令和9年4月を予定しております。

「3 対象となる生徒」については、山形県内に居住し、様々な理由で義務教育を修了せずに学齢期を経過した方、不登校等で十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、日本の義務教育を受けることを希望する学齢期を経過した外国籍の方としております。

「4 学校の体制」として、1学年1学級、3学年編成とし、生徒数は1学年につき33名を上限としております。

「5 教育課程等」は、特別の教育課程を編成し、月曜日から金曜日まで週5日間、40分の授業を1日4時間実施し、登校は17時頃、下校は21時頃と考えております。

開設する教科、長期休暇、学校行事等は通常の中学校と同様とします。また、1時間目と2時間目の間に補食給食を提供する予定です。

5ページ「6 入学・進級・卒業」については、4月の入学を基本とし、生徒の状況に合わせて、年度途中や第2、3学年からの入学も可能とします。進級・卒業は3月末とし、修業年限は3年を基本としますが、希望や学習状況等を踏まえ、4年以上の在籍を可能とします。

「7 授業料等」については、授業料は無償、教科書も無償で給与とな

りますが、学用品や補食給食費、学校行事等に係る実費は自己負担とします。

「8 通学区域」は、県下一円とします。

「9 その他」ですが、様々な背景を持つ生徒が社会に貢献できる力を高めるため、商工団体、国際交流団体、市町村の福祉部局等と、また、県民の理解促進と、入学対象者に夜間中学の存在を知ってもらうため市町村や関係団体と連携して周知してまいります。

設置計画（案）が策定されましたら、2月末までを目途に校名の募集を開始する予定です。

以上、御審議くださるようお願いいたします。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<小 関 委 員> 対象となる方として、「様々な理由で義務教育を修了せずに学齢期を経過した方」とありますが、年齢の上限は設けるのでしょうか。

<多様な学び推進室長> 年齢の上限は設けません。先日、福島県の夜間中学を視察してきましたが、高齢の方も複数おりました。

<小 関 委 員> 高畠町にある熱中小学校に集まる方々は高齢の方も多く、ある程度の年齢になった時にもう一度学び直したいと思う方もいらっしゃるでしょうから、夜間中学においても高齢の方の入学希望があるものと思われます。

<各 委 員> ほかになれば、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次に、議第2号「山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、学校体育保健課長より説明願います。

<学校体育保健課長> 議2-3を御覧ください。

「第1 改正理由」ですが、山形県立新庄北高等学校と山形県立新庄南高等学校との統合に伴い、令和8年度に山形県立新庄志誠館高等学校となり、開放校の校名変更を行うものです。

「第2 改正内容」ですが、「山形県立新庄北高等学校最上校」を「山形県立新庄志誠館高等学校最上校」に、「山形県立新庄南高等学校金山校」を「山形県立新庄神室産業高等学校金山校」に変更するものです。

最後に、この規則は令和8年4月1日から施行します。

以上、よろしく申し上げます。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<各 委 員> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次の議第3号は議会提案前の案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第3号は秘密会にて審議 》

⑥閉 会

<教 育 長> 以上を持ちまして、教育委員会を閉会いたします。